

会 議 資 料 (5)

議会改革基本問題調査特別委員会

目 次

・特別委員会の検討事項	
・議員報酬について	・・・ 1
議員報酬の経過	・・・ 3
議員報酬・期末手当	・・・ 5
組織・構成	・・・ 6
特別職報酬等審議会	・・・ 7
・ICT（タブレット端末）の活用について	・・・ 8

【特別委員会設置目的】

議会改革基本問題調査特別委員会は平成21年6月22日に設置し、意見交換会や月例報告会の開催、議員定数の見直しなど、一定の前進を見ることができた。

しかし、議会としての政策監視及び検証・評価の推進、調査研究の充実など、課題も見えてきた。また、自治基本条例の動きに連動しながら議会も議会基本条例の制定を目指して前進しなければならない。

については、湯梨浜町議会議員として自らの立場を再検証し、一層住民の負託に応えるとともに声を町政に反映させるため、議会改革基本問題調査特別委員会を設置し、更なる議会機能強化を図る。

湯梨浜町議会[議員報酬の経過]

① 合併から平成18年3月まで

議員報酬 218,000 円×12 月 =2,616,000 円

期末手当 366,240 円+405,480 円=771,720 円

合計 3,387,720 円

② 平成18年4月から

議員報酬 208,000 円×12 月 =2,496,000 円

期末手当 349,440 円+386,880 円=736,320 円

合計 3,232,320 円

③ 期末手当率：6 月 報酬×(140/100)×(120/100) 12 月 報酬×(155/100)×(120/100)

④ 全国標準による議員報酬 町長給料 802,000 円×30%=240,600 円

【参考】

① 鳥取県議会議員

議員報酬 757,000 円×(1-0.05)=719,150 円/月

期末手当率：6 月 報酬×(132/100)×(145/100) 12 月 報酬×(142/100)×(145/100)

政務活動費 250,000 円/月

政務活動費の使途等

使途区分	内容
調査研究費	実地調査及び調査委託に要する経費
研修費	研修会等への参加に要する経費
会議費	各種会議の開催に要する経費
資料作成費	資料の作成に要する経費
資料購入費	図書、資料等の購入に要する経費
広報費	広報活動に要する経費
事務所費	事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	事務遂行に要する経費
人件費	補助する職員の雇用に要する経費

② 倉吉市議会議員

議員報酬 390,000 円/月

期末手当率：6 月 報酬×(140/100)×(140/100) 12 月 報酬×(160/100)×(140/100)

政務活動費 10,000 円/月

政務活動費の使途等

調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費 団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動又は市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望又は意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請又は陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会その他の会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

《議員報酬400万円を目標にする根拠》

平成 25 年賃金構造基本統計調査（全国）結果の概況（厚生労働省）

【一般労働者 賃金】

男女計295.7千円（年齢42.0歳、勤続11.9年）

男性 326.0千円（年齢42.8歳、勤続13.3年）

女性 232.6千円（年齢40.4歳、勤続9.1年）

地域おこし協力隊報酬 4,000,000 円/年

内訳：報償費等 200 万円、

その他経費 200 万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、研修費、事務的経費）

※議員報酬年間 400 万円とすると、月額報酬 257,500 円 年額 4,001,550 円

平成24 年度自治体議会の議員定数・報酬はどうあるべきか

－議会の機能を考慮した定数・報酬の検討－最終報告書（抜粋）

【北海道大学公共政策大学院】

http://www.hops.hokudai.ac.jp/_src/sc1100/8dc58fi95f18d908f91288aae90ac94c529.pdf#search=%E8%AD%B0%E5%93%A1%E5%A0%B1%E9%85%AC

平成23年の地方自治法改正により、議員定数上限が撤廃されたことで、自治体議会は議会の形を決定づける一要素である、議員定数を自ら決めることが可能になった。

地方分権により議会の機能が強化される一方、住民からの議員定数や報酬の削減要求は、さらに強まっ

ているという現状がある。しかし、議員定数や報酬が、議会の役割やあり方を決定づける重要な要素であるとするれば、言うまでもなく、その削減の決定を安易にすべきではない。他方、議員の仕事とは曖昧であるにも関わらず、議員が自らの定数や報酬を決めなければならない。そのため、議会は、住民からの削減要求に対し明確に反論することができず、議会不信も相まって、その要求を受け入れざるを得ない状況に陥っているのではないだろうか。

1. 議員定数の現状

町村議会の議員定数であるが、平成16年から平成18年にかけて激減していることがわかる(表2-1)。これは、いわゆる平成の大合併の影響であると考えられる。しかし、合併が落ち着いたとみられる平成19年以降も議員定数の総数は減少し続け、また1議会あたりの議員定数も減少し続けている。

【表2-1 全国町村議会の議員定数の動向】

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
町村数(人)	2,404	1,614	1,041	1,022	1,004	992	941	932
議会定数(人)	36,072	24,657	16,608	14,375	13,668	13,235	12,385	11,930

2. 議員報酬の動向

町村議会の議員報酬であるが、平成17年は215,473円、平成18年は210,640円であったが、平成23年には209,930円になっており減少傾向にある。

3. 議員定数・報酬の削減要因

【要因】：住民の根強い議会不信である。《議会の活動が住民に伝わらないから》

【結果】：『議会は何をしているのか』分からない。議会不信が定数・報酬の削減要求として現れている。

【背景】：定数・報酬削減の背景には、根深い議会不信が存在する。しかし、不信を払拭するために議会がパフォーマンスを向上させようと思えば、それこそ適切な定数・報酬が必要となる。住民の削減要求を背景に、議会が定数・報酬を非合理的な水準まで削減してしまえば、議会活動の質は一層低下してしまう。

【結論】：定数・報酬を考える上で拠り所となり得る定数・報酬の算出方法を軸に、議会としてどのような機能を発揮するべきであり、そのためにどの程度の定数・報酬が必要かといった議論を行う必要がある。

4. 合併後の取り組み

- ① 月例報告会：定例会の開催されない月に行事等の執行部との情報共有する機会を設ける。また、事業の進捗・評価を審議する機会とする。
- ② 議会防災訓練：町総合防災訓練に併せて、議会も独自に情報伝達訓練、参集訓練等、非常時に対応できる訓練を実施する。
- ③ 議会運営基準：議会基本条例にかわる議会運営の取り決めに整備し、議員の規範を文書化する。従

前は、先例集をまとめたもので対応する。

- ④ 議員定数・報酬削減：議員定数（合併時36人から12人）。報酬は上記の通り。
- ⑤ 住民と議会の意見交換会：議会活動報告
- ⑥ その他、委員会活動（会議）をホームページで動画配信、議会の概要などを情報提供する。

報酬の算出式における課題

・成果報酬を導入すること

本研究においては、当初、報酬を算出する際に、自治体へ貢献した程度に応じて報酬が支払われる収益方式が理想的なアプローチだと考えた。しかし、議会の活動の評価方法が確立されていないことから、現時点では収益方式は困難であると考え、原価(積算)方式を採用した。しかし、原価方式を採用するにしても、議員が十分にその役割を果たしていることが前提となる。また、議会・議員の活動が適切に評価されずに報酬が支払われる場合、モラルハザードが発生する危険性もある。したがって、今後、議会活動の評価方法を確立し、収益方式の導入を検討することが必要である。

議会像のモデル化作業

次に、行政監視機能と政策形成機能をそれぞれ、強化する／しないで区分したマトリクスを作成し、4つの議会像を導出した。(表4-1)

このうち、「行政監視機能」については、地方自治法では検査権、監査請求権、調査権、同意権等を用いて、議会が行政監視活動を行うことが期待されている。

続いて「政策形成機能」について考える。地方自治法上、議会には、① 首長提案の政策案等に対して、修正の提案を行う、あるいは② 議員提案の条例を議会が独自に制定する権限等が与えており、議会にはこれらの権限を活用した政策形成活動が期待されている。

このような議会独自の課題設定に重点を置いた政策形成サイクルの構築が、政策形成機能の強化に繋がる一方策と思われる。

以上を踏まえ、次表のとおり、マトリクスによって示された4つの議会像をそれぞれ、行政監視型議会、政策評価型議会、政策立案型議会、政策評価・政策立案型議会として提示する。

4つの議会像

(表4-1)

	行政監視 検査権・監査権・調査権・同意権など を用いた行政監視	行政監視(強) 左記内容+議会独自の政策評価
政策形成 首長提案の政策案等に対する修正 の提案	行政監視型議会	政策評価型議会
政策形成(強) 上記内容+議会独自の政策立案	政策立案型議会	政策立案・政策評価型議会

特別職報酬等審議会について

中部地区特別職報酬等審議会答申内容（抜粋）（平成18年2月8日付）

1. 実施時期 平成18年4月1日

2. 改定の理由

地方公共団体の特別職職員の給料並びに報酬について、その基準となる法令上の規定はない。…

また、一般職職員の給料は、毎年人事院勧告、定期昇給により改定されているが、特別職職員の報酬等は、平成11年1月1日改定実施以来7年間改定されていない実状であり、本郡特別職報酬等の改定を要するものである。

なお、改定の実施時期については、現下の社会経済情勢並びに町財政等を考慮し、平成18年4月1日が適当とした。

3. 改定率について

特別職職員の報酬等を決定するにあたり、過去における審議の経過から、長の給料月額を基準とすることが当該団体、その他の特別職職員の報酬等を決定する上に共通して考えられ、反映することが定着している。

そこで、県下（郡）町村の財政規模、財政状況、一般職職員の給与等について十分に議論を尽くし、慎重に審議した。

その結果、町の財政状況の特に厳しい実状を考慮し、改定率は「△3%」が適当であるとする。

4. 町長の基本給料月額について



$$827,000 \text{ 円} \times (1 - \text{改定率}) = 802,000 \text{ 円}$$

7. 議会議員の報酬について

最近における議会活動の状況は、広範囲にわたりかつ、その内容も複雑高度化している現状である。しかし、議会議員は非常勤であり、他地区との均衡上、当該長の給料月額に対する割合を基準として次の率が適当と考える。

※町長月額に対する

議 長	40%
副議長	29%
委員長	28%
議 員	27%

程度の額とする。

$$(802,000 \text{ 円} \times 27\% = 217,000 \text{ 円})$$

導入の目的

議会タブレット端末の導入経緯

ペーパーレス化と事務の効率化を目指して

鳥取県 日南町議会

町議会における

- ・会議のペーパーレス化を図り、経費や労力節減及び会議の効率化
- ・情報収集、発信を促進することにより、議員活動及び議会の活性化

導入までの経過

- * H15.1 議員全員に公用パソコンを貸与
- * H17.6 電子メールファックスによる公文書送受信運用開始
- * (H17.6委員会招集規程～H22.6 Eメール公文書規程)
- * H26.1 臨時議会にタブレット端末導入予算計上
- * H26.3 定例会で日南町議会情報端末機器使用規程制定
- * 2回の操作研修を経て、H26.5臨時議会よりタブレット本格運用開始

導入の概要 1/2

- * タブレット端末の選定基準は以下のとおり
- * 公用パソコンからの切り替えを前提とするため、OSはWindowsであること
- * 同様にワード・エクセル・パワーポイントのオフィスソフトを使用できること
- * 文書閲覧が容易とするため、10.1inch以上の画面を持つこと
- * 書類作成の補助のため、機械式のキーボードが付属すること
- * 運用費用の低減のため、通信はWi-Fiを使用するものであること

導入の概要 2/2

- * その他ソフトウェアとしてPDF閲覧・記入用ソフト「PDF Touch」を購入
- * マイクロソフトストアで300円。PDFへの書き込み、線および蛍光ペン風の強調が可能。
- * 議員及び課長級職員等合計35台を導入
- * 導入金額は約390万円

運用方法 1/3

タブレットはWi-Fi接続方式であるため、役場内は町で、自宅は議員本人で環境の整備を行った。

- * 役場庁舎に3台の機器を設置し、庁舎内全域をほぼカバーしている。来客者用のWi-Fiスポットとしても活用。
- * 日南町においては米子市のCATV、中海テレビ放送のインターネットサービスを利用している住民が多く、通常ルーターからWi-Fiルーターへの切替えは0~3,000円で可能。



事業名	区分	金額	国庫交付金	県交付金	市町村交付金	事業費
1140 農業後継者育成対策事業	補正前の額	62,072	17,106	0	0	44,966
	補正額	9,012	4,106	0	0	4,906
	補正後の額	71,084	21,212	0	0	49,872

事業説明	新規就農者の補助事業補正（計画変更及び新報） ・鳥取県特定住居推進交付金の返還	8,871 千円
執行経費		
負担金補助及び交付金		
経費条件整備事業補助金（県1/3、町1/3）		
計画変更1号 事業費返還 2,513 千円		1,676 千円
新債1号 事業費 10,793 千円		7,196 千円
償還金利子及び割引料		141 千円
鳥取県特定住居推進交付金の返還（平成25年度分）		141 千円
財源		
鳥取県就農条件整備事業補助金		4,106 千円

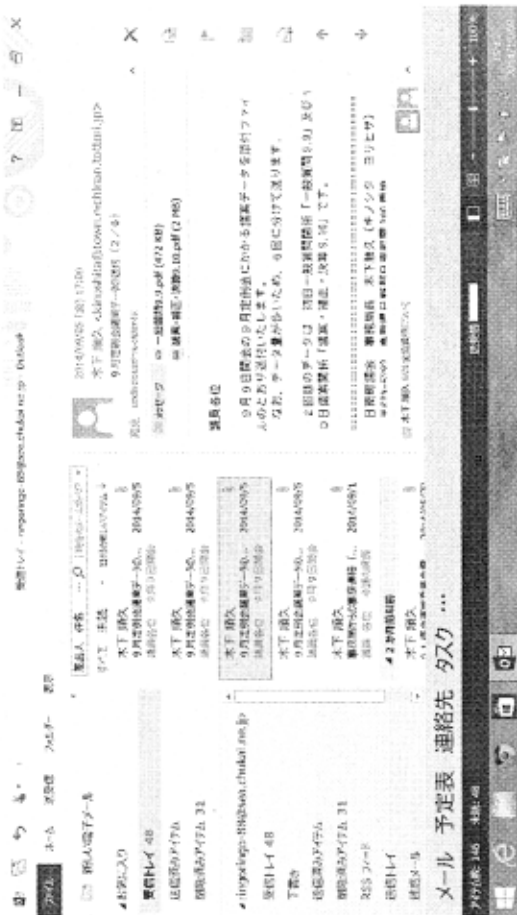
運用方法 2/3

議員への会議データの提供は、メールへのデータ添付を基本とし、クラウド(インターネット上のデータサーバー)からのダウンロードを含め、2系統を準備し、タブレットに保存し、活用している。

- * Googleドライブを使用した。無料で15GBまでの保存が可能。利用者でグループを形成し、データはグループ内のみで共有することとで外部からは閲覧不可となっている。

運用方法 3/3

- * 議会資料は議会・委員会の日毎にPDF形式で配信し、PDFのページを基準とした進行を行っている。
- * 平成26年5月臨時議会から、原則ペーパーレスによる運用を開始。
- * 決算議会である平成26年9月定例会では、決算書及び成果及び財産調書は紙ベースでの運用とした。(議運協議による決定)



運用上の課題

- * 議員及び課長級職員(説明員)のタブレット操作能力の向上。
- * 画面サイズの限界(10.1 inch)
- * 紙資料との運用感覚の違い。
- * 将来的な面も含め、タブレット運用が困難な議員への対応。
- * 議員個々の、ダウンロード後の会議データファイル管理。